

申請書等の押印見直しについて

鏡野町では、ハンコを持参しなくても申請等の手続きができるよう、令和3年1月から順次、押印の義務付けを見直します。これまで、押印をいただいていたものを署名とするなど申請がより簡単になります。

なお、国の法令などで押印の義務付けがある場合は、引き続き押印が必要となります。

見直しの内容

令和2年11月に「申請書等の押印見直し指針」を策定し、押印の必要性の再確認を行いました。その結果、「法令等による押印義務付けがあり、引き続き押印が必要な手続き」を除き、署名を基本とする「署名」又は「記名押印」の選択制などに改めることとしました。

【お問い合わせ先】 各担当課 (22ページ「役場の電話番号」をご参照ください)

農業委員会からのお知らせ

■農地の名義変更（贈与・売買）をするときは許可が必要です。

- ・農地または採草放牧地について、耕作の目的で所有権を移転する場合や、賃借権、使用貸借権を設定する場合には許可が必要です。

■農地の違反転用は止めましょう！農地転用には許可が必要です。

- ・農地を農地以外に用途を変更する（農地転用）には、農地法に基づく許可が必要です。無断で転用した場合は、個人にあっては3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人にあっては1億円以下の罰金という罰則の適用もあります。なお、農地転用したくても転用できない土地がありますので、詳しくは農業委員会までご相談ください。
- ・耕作者が自ら耕作を行っている農地（200㎡未満のものに限る。）に農業用施設（農業用倉庫等）を設置する場合には、農地転用の許可は不要ですが、農業用施設とするための届け出が必要になります。なお、農用地区域内の農地については、農業用施設用地とするための用途区分の変更手続きが必要になります。

■農地を相続した場合には「農業委員会への届出」が必要です。

相続で農地の権利を取得した場合には、市町村農業委員会にその旨を届け出ることが義務付けられています。なお、届出をせず、または虚偽の届出をしたりすると罰則がありますので、必ず農業委員会への届出をお願いします。

お問い合わせ先 鏡野町農業委員会事務局 担当：山崎・高田
電話 (0868) 54-2987